

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目 次

告 示

○土壤汚染対策法第11条第2項の規定に基づく形質変更時要 届出区域の指定の解除	第68号	(水大気環境課)	1
○中小企業景況調査の実施	第69号	(産業政策課)	2
○道路の区域の変更	第70号	(道路維持課)	2
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	第71号	(砂防課)	2

監 査 公 表

○住民監査請求の結果の公表	第2号	(監査委員事務局)	3
---------------	-----	-----------	---

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出		(商業流通課)	9
○土地改良区の土地改良事業計画の変更認可		(農地計画課)	10
○異種目換地の事前指定		(同)	10
○森林法第189条の規定による掲示		(森林保全課)	10
○公共測量の実施		(用地課)	10
○建設業者の許可の取消し		(都市総務課)	11
○土地区画整理組合の事業計画の変更認可 (豊明寺池土地区画整理組合及び日進駅西土地区画整理組合)		(都市整備課)	11
○開発行為の許可に基づく工事完了		(建築指導課)	12
○落札者等の公示		(経営課)	12
○愛知県警察官(A)第1回採用候補者試験及び愛知県警察官(B) 第1回採用候補者試験の実施		(警務課)	12

雑 報

○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し		(税務課)	15
----------------------	--	-------	----

告 示

愛知県告示第68号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、次のように形質変更時要届出区域の指定を解除する。



令和5年2月21日

愛知県知事 大村秀章

- 1 解除に係る形質変更時要届出区域
豊川市赤坂町平山1番の一部（令和4年愛知県告示第448号により指定した区域）
- 2 土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 1の区域の全部において2の特定有害物質の種類について講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

愛知県告示第69号

愛知県統計調査条例（平成20年愛知県条例第49号）に基づき、中小企業景況調査を次のように実施する。
令和5年2月21日

愛知県知事 大村秀章

- 1 調査の名称
中小企業景況調査
- 2 調査の目的
愛知県内に本社を置く中小企業（以下「県内中小企業」という。）の産業活動の動向に関する基礎的な事項について把握することにより、地域経済に関する施策を企画立案し、及びその効果的な推進を図ることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲
愛知県内全域
- 4 報告を求める者
製造業、卸・小売業、建設業又はサービス業を営む県内中小企業2,000社
- 5 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - (1) 報告を求める事項
業種、従業員数、当期の経営状況、採算、設備投資、雇用人員、金融機関の貸出態度及び経営上の問題点、行政が今後強化すべき支援策、来期の見通し、採算及び設備投資の計画、原油・原材料等の価格高騰の影響並びに高年齢者の採用について
 - (2) (1)の事項の基準となる期間
令和5年1月から同年3月まで（来期に係る事項については、令和5年4月から同年6月まで）
- 6 報告を求めるために用いる方法
郵送又はファクシミリ装置により調査票を配布し、郵送、ファクシミリ装置又はインターネットにより調査票の取集を行う。
- 7 報告を求める期間
令和5年3月1日から同月10日まで
- 8 調査結果の公表の方法及び期日
令和5年3月下旬に記者発表により行う。

愛知県告示第70号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月21日

愛知県知事 大村秀章

道路の種類	路線名	道 路 の 区 域			
		新	旧	区間	敷地の幅員
一般国道	301号		旧	新城市富岡字東門沢85番145地先から同字西門沢231番地先まで	A 9.5～33.5 B 11.2～33.5
			新	同	A 9.5～33.5

備考 A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

愛知県告示第71号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和5年2月21日

愛知県知事 大村秀章

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名称	区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名称	区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
西ノ平ー1 (211-K-008)	豊田市北一色町西ノ平（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	西ノ平ー1 (211-K-008)	豊田市北一色町西ノ平（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係図書を当該区域を所管する県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

監査公表

5 監査公表第2号

令和4年12月23日付け別記請求人から提出のあった地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」という。）に係る監査の結果を、同条第5項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年2月21日

愛知県監査委員 前田 貢
同 川上 明彦
同 山内 和雄

本件住民監査請求に係る監査結果

第1 請求の内容

本件住民監査請求については、請求人から令和4年12月23日付けで提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書並びに令和5年1月31日に請求人が行った陳述及び同日付けで提出された事実証明書により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

1 請求の対象となる職員又は機関

愛知県議会事務局長

2 請求の対象となる財務会計行為

愛知県知事（以下「知事」という。）が、平成29（2017）年度から令和3（2021）年度までに愛知県議会議員筒井タカヤ（以下「筒井議員」という。）に交付した政務活動費のうち、筒井議員が、その妻が代表を務める特定の株式会社（以下「A社」という。）に支払った事務所費相当額合計367万5,000円を返還請求することを怠る行為。

3 請求する措置

不法行為又は不当利得返還請求権に基づき、上記損害金の返却を求める。

4 備考

法第242条第2項は、「財務会計上の行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、住民監査請求をすることができない」と規定しているが、怠る事実については、不作為としての性質上、これを制限しないものとされている。（最高裁判所昭和53年6月23日判決）

5 上記の行為が違法・不当である理由

(1) 筒井議員は、賃借事務所概要報告書に記載の事務所所在地とは別にある自宅兼事務所で全ての業務を行っており、当該報告書に記載の事務所には実体がない。

さらに、A社の代表取締役は筒井議員の妻であり、政務活動費が筒井議員個人や妻に還流される構造となっている。

必要性も使用実態もない事務所の賃料支払いは、自己や身内に税金を還流する不正目的でしかなく、違法かつ不当というほかない。

(2) 政務活動費の法的性質及び支出根拠、判断基準等

ア 愛知県議会の政務活動費の趣旨と支出が認められる範囲

(ア) 愛知県議会の政務活動費は、実費弁償を原則とする補助金の一種であり、法第100条第14項ないし第16項及びこれに基づき制定された「愛知県議会における政務活動費の交付に関する条例」（平成13年愛知県条例第41号。以下「条例」という。）に基づいて県議会各会派に交付される。

愛知県では、上記条例に基づく政務活動費の交付に関する細則を「愛知県政務活動費マニュアル」（以下「マニュアル」という。）で規定し、支出の例示、注意事項などの詳細を定めている。

(イ) 法第100条第14項は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することができる」と定めている。

(ウ) 条例は、法の上記条項に基づき、第8条において、「政務活動費は、会派及び議員が実施する県政の課題及び県民の意思を把握し、それらを県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を

図るために必要な活動に要する経費」として議会における会派又は議員に対して交付されるものであることを定めている。

(エ) マニュアルは、条例の上記条項に基づき、第1項の1において、「政務活動費は、法第100条第14項、第15項及び第16項並びに愛知県議会における政務活動費の交付に関する条例等の規定に基づき、愛知県議会の議員の調査研究その他の活動（以下「政務活動」という。）に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対して、公費として交付されるものである。したがって、交付された政務活動費は、会派及び議員が行う政務活動に要する経費に対して適切に充当されなければならない。」と規定している。

イ 政務活動費執行の原則

マニュアルは第1項の2において、政務活動費執行の基本原則として、執行上の原則、説明責任の原則（透明性の確保）を定めている。

ウ 按分の考え方

政務活動とそれ以外の活動が混在する場合は、マニュアル第4項において、「政務活動費の対象となる活動とそれ以外の活動とを分け、それぞれの経費を分離することが望ましいが、それが困難な場合は、活動に要した費用の全額を、各活動の実績に応じて按分し、充当することとする。按分した場合は、按分率の積算根拠を明確にするとともに、会計帳簿や証票類等に、按分の割合及び当該按分の割合に基づく政務活動費の支出額を付記するものとする。」としている。

エ 事務所費用における特に留意すべき事項

マニュアル第2項の8において、事務所の要件としては、「ア 外形上の形態を有し、応接・事務スペースや事務用備品等を有していること、実際に議員の調査研究に使用されていること等が必要である。」「イ 事務所の購入については、充当は認められない。また、自己（生計を一にしている親族も含む。）所有の事務所に賃借料相当を計上することも認められない。」「ウ 事務所を賃借した場合は、賃借事務所概要報告書（様式8）を作成し、事務所の所在地、貸主等を明らかにする。」と規定されている。上記イの趣旨は、税金の還流を防止することにあり、さいたま地裁平成29年8月30日判決が参考となる。

オ 政務活動を遂行するに当たり留意されるべき法規定及び判例等

(ア) 法規定

以上の諸制約のもとで実際に支出するに当たり留意しなければならないのは、法第2条第14項の「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」という規定及び地方財政法第4条1項の「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」という規定である。

これらは比例原則を明文化したものであるが、議会にも適用されるものであり、政務活動費の支出に当たっては、十分留意されなくてはならない。

したがって、政務活動費の執行に当たっては、条例やマニュアルの他、比例原則及びこれら規定も順守しなければならない。

(イ) 判例

a 不当利得や不法行為に当たること

法及び条例は、政務活動費の使途を限定しているから、当該年度において交付を受けた政務活動費のうち、本件使途基準に適合した支出に充てなかった残余がある場合には、当該残額はこれを保持する法律上の原因を欠くものとして、不当利得として返還されることとなる。
(京都地裁平成16.9.15判決参照)

さらに、目的に反する政務活動費の支出は、市に対する不法行為を構成するという判例もある。(大阪地裁平成18.7.19判決)

b 議員活動との関連性及び必要性、相当性が求められること

もっとも、支出の費目の上では政務活動費に充てることができる経費に該当する場合であっても、当該活動の内容やその客観的目的、性質に照らし、議員としての活動との間の関連性が乏しい活動に伴う経費や、社会通念に照らして、調査研究その他の活動のための必要性、相当性に欠けるものであるときは、議員の調査研究その他の活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要か否かについては議員の合理的判断に委ねられる部分があることを考慮しても、特段の事情のない限り、当該支出は使途基準に適合しない違法なものと認めるのが相当である（最高裁平成21年（行ヒ）第214号同22年3月23日第三小法廷判決・裁判集民事233号279頁参照）。

カ 裁量的財務会計行為の違法・不当性及び審査基準

(ア) 法242条第1項にいう「違法若しくは不当」の定義

政務活動費の執行は羈束的行為ではなく、裁量的行為である。裁量的行為は、「裁量権の逸脱又は乱用があった場合に違法となる。」(最高裁平成16年7月13日判決、最高裁平成20年1月18日

判決、最高裁平成25年3月28日判決参照)

また、不当性については、「不当性とは、裁量の範囲逸脱や濫用に至らない程度の裁量の不合理な行使をいう」と解されている。(芝池義一「行政救済法講義第3版」(有斐閣2006年) 185頁参照)

(イ) 裁量権逸脱・濫用の有無についての判断基準

a 事実の誤認

ある行政機関の行為が事実の誤認に基づいている場合、すなわちその判断が全く事実の基礎を欠く、ないし重要な事実の基礎を欠くような場合には、その行為は違法なものとなる。

b 目的違反

裁量は、それを授権する法律の趣旨・目的に沿って行使されなければならず、それに反する目的でなされた裁量の行使は裁量権の範囲を逸脱・濫用するものとして違法となる。(最判昭和53年6月16日)

c 他事考慮、考慮すべき事情の不考慮、不正目的等

判断の結果だけでなく、判断過程から裁量の行使が違法と判断される。

これは、行政機関が裁量を行使する際に、考慮すべきことを考慮せず、あるいは考慮すべきでないことを考慮すること、またその考慮において認識や評価を誤り、合理性を持つものとして許容される限度を超えた考慮をした場合には、当該裁量の行使は違法となる。

d 行政上の一般原則

憲法上の原則や条理、社会通念上の諸原則である、信義則や平等原則、比例原則等の違反が認められる場合には、当該行政の裁量の行使は裁量権の範囲を逸脱あるいは裁量権を濫用したものとして、違法なものとなる。

(3) 請求の理由

ア はじめに

筒井議員の賃借事務所概要報告書によると、貸主は「A社」、事務所所在地は「名古屋市名東区亀の井2-195」と記載されている(当該事務所を以下「対象事務所」という。)。

しかし筒井議員は「名古屋市名東区亀の井二丁目132番地の2」に自宅兼事務所を有し(当該事務所を以下「自宅兼事務所」という。)、全ての業務をこの自宅兼事務所において行っており、対象事務所には実体がない。

さらにA社の代表取締役は筒井議員の妻であり、政務活動費が筒井議員個人や妻に還流される構造となっている。

よって、対象事務所への家賃の支出(以下「本件支出」という。)は、議員としての活動との間の関連性が乏しい活動に伴う経費であり、かつ社会通念に照らして、調査研究その他の活動のための必要性にも相当性に欠けるものという他なく、使途基準に適合しない違法なものである。以下、詳述する。

イ 筒井タカヤ事務所の存在

(ア) 筒井議員は、平成元年8月14日から「名古屋市名東区亀の井二丁目132番地の2」に自宅兼事務所である筒井タカヤ事務所を有している。

(イ) 愛知県議会議員としての全ての業務は自宅兼事務所において行われており、筒井議員は日常的に執務に自宅兼事務所しか使用していない。

議員等の来客も全員が自宅兼事務所を尋ね、対象事務所は存在も知られていない。

給与を政務活動費から90%支出して雇用しているスタッフも、出勤する場所はいつも自宅兼事務所である。

(ウ) 筒井議員の名刺には、筒井議員の事務所所在地として、自宅兼事務所の住所である「名古屋市名東区亀の井二丁目132番地の2」と記載されている。

(エ) 筒井議員の普段使用する封筒にも、筒井議員の事務所所在地として、自宅兼事務所の住所である「名古屋市名東区亀の井二丁目132番地の2」と記載されている。

(オ) 愛知県議会の公式ホームページにも、筒井議員の事務所所在地として、自宅兼事務所の住所である「名古屋市名東区亀の井二丁目132番地の2」と記載されている。

(カ) 筒井議員のホームページ「筒井タカヤ web」にも、プロフィール欄において、筒井議員の事務所所在地として、自宅兼事務所の住所である「名古屋市名東区亀の井二丁目132番地の2」と記載されている。

(キ) 筒井議員の賃借事務所概要報告書に記載されている電話番号は、自宅兼事務所の電話番号である。

(ケ) このように、愛知県議会議員としての実務は全て自宅兼事務所において行われ、外形象に自宅兼事務所の住所が表示されている。

よって、筒井議員は対象事務所を使用する必要性も相当性も欠く。

ウ 対象事務所の実態がないこと

(ア) 賃借事務所概要報告書に記載されている「名古屋市名東区亀の井2-195」に存在する建物は、

テナント等ではなく、一戸建ての一般居住用の住宅である。

(イ) この建物は筒井議員の妻の親の介護のために建てた家であるが、上棟前に妻の親が死亡したため、今は妻の妹が居住している。

(ウ) この建物の表札には、居住者の名前が記載されている。

(エ) 筒井議員は対象事務所を全く使っていない。

自由民主党名東区支部総務会長も、支部としても筒井議員個人でも対象事務所を使用した事実はなく、8年間の間に一度だけ掃除しただけである旨陳述している。

(オ) 対象事務所には、一階部分ガラス扉に「筒井タカヤ事務所」と記載があるものの、その扉の中は居住者の使用する乗用車の車庫として使用されており、事務所としての実体はない。

(カ) これらは、マニュアル第2項の8において「(3)留意点ア 事務所の要件としては、外形上の形態を有し、応接・事務スペースや事務用備品等を有していること、実際に議員の調査研究に使用されていること等が必要である。」に明確に違反するものである。

エ A社について（税金の還流目的であること）

(ア) A社は昭和50年に創業され、もともとは自宅兼事務所と同じ住所である「名古屋市名東区龜の井二丁目132番地の2」に存在していた。

そして、現在の本店所在地は対象事務所と同じ「名古屋市名東区龜の井2-195」である。

(イ) A社の代表取締役は筒井議員の妻である。

つまり政務活動費としてA社に流れた税金は、役員報酬として筒井議員の妻に還流されていることとなる。

(ウ) 筒井議員はA社に「名古屋市名東区極楽一丁目1番地」所在の建物を売却し、利益を得た経緯がある。

(エ) 現在もA社は「名古屋市名東区極楽一丁目1番地」所在の土地を筒井議員から借りている。

そうすると、政務活動費としてA社に流れた税金は、地代として筒井議員本人にも還流されているといえる。

(オ) 筒井議員は、本件支出の他にも、使用する自動車（最高級車）も、事務機器一式も政務活動費でA社からリースし、自己や身内に税金を毎月24万5,000円ずつ還流している。

(カ) A社の定款には、その目的欄に「7. 自動車の賃貸借、8. 印刷機械の賃貸借」と記載されているが、実際にこれらの業務を行っている実態はなく、A社はトンネル会社である。

昭和50年から、A社に流れた政務活動費の総額は1億円を下らないところ、これらの原資は全て県民の税金である。

(キ) 筒井議員は高齢であるが、死亡後も法人に利益を残せば相続税を回避できる。

(ク) 請求人は本年9月9日に、筒井議員の代理人弁護士に対し、対象事務所の使用方法やA社の実態を問い合わせたが、本件監査請求に至るまで回答はなかった。

この対応はマニュアル第1項の2中「(2)説明責任の原則（透明性の確保）政務活動費は公費であり、会派及び議員は、その執行が適正なものであることを説明する責任がある」に明確に違反している。

オ 按分率も不適当であること

(ア) 筒井議員は令和2年度以降、事務所費用の按分率を65%から90%に引き上げている。

(イ) もっとも対象事務所の所在地は、前述のとおりA社の本店として登記されている。

さらに、実際は筒井議員の妻の妹が居住し、1階部分は車庫となっている。

(ウ) つまり、「名古屋市名東区龜の井2-195」は対象事務所の他に、少なくとも、「A社本店」、「妻の妹の自宅」、「妻の妹の自家用車車庫」など3つ以上の機能を兼ねるものである。

(エ) そうすると、本件支出の按分率65%ないし90%は、「事務所の所在地と政治団体である「○○」及び「○○後援会」の主たる事務所の所在地は同一である上、事務所には、「○○」の看板や、ポスターが掲示されることもあることも認められ、このことは、政務活動とその他の活動とが混在し、事務所費の支出のうちの一部については、政務活動のための必要性に欠けるものであったことをうかがわせる一般的、外形的事実というべきであるし、本件各指針は、事務所の所有者が、配偶者、被扶養者、同居者など生計を一にする者である場合は、誤解を招かぬような対応が必要であることを定めるのであって、政務活動とその他の活動の割合がいずれも判然とせず、また、刷新の会が按分割合を定めていることを認めるに足りる証拠のない本件においては、2分の1を超えて事務所費を政務活動費に充当する部分は、社会通念に照らし、本件使途基準に合致しない違法な支出というべきである。」（さいたま地裁平成29年8月30日判決）という判例に照らし、違法である。

(4) 結論

ア 以上より、本件支出は、その必要性、相当性を欠き、マニュアルに定める政務活動費執行の基本原則「愛知県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」（マニュアル第1項の2）ということはできず、使途基準違

反として違法である。

イ さらに、税金を自己ないし妻、その支配下法人に還流するという不正目的は、社会通念上著しく不合理であり、裁量権の逸脱濫用、少なくとも裁量権の不合理な行使という他ない。

ウ よって、本件支出は違法又は不当である。

(5) 監査に当たり留意すべき事項

ア 立証責任を転換する判例について

判例は、政務活動費の証拠は議員に偏在することに触れ、「住民が、会派や議員による政務調査費の使用が、その本来の使途及び目的に違反していることを推認させる一般的、外的な事実を立証した場合には、これを争うものにおいて、その推認を妨げるべく、本来の使途及び目的に沿って使用したことを明らかにする必要があり、その反証に成功しなければ、不当利得返還請求権が成立することになる」(最三小判平成22. 2.23判時2074号69頁、判タ1320号69頁のコメント参照)としている。

イ 違法な却下は、国家賠償請求訴訟の対象となりえること

判例は、「住民監査請求に対し、監査委員がその請求を実質的に妨害する意図であえて不当な判断をするなど、その本来の権限を著しく濫用して違法に却下したような場合には、その処分は国家賠償法上も違法と評価するのが相当である。」(福井地裁平成14年7月10日判決)としている。

監査委員には、厳正な監査を強く要望するものである。

第2 監査委員の除斥

監査委員の川嶋太郎及び青山省三は、法第199条の2の規定により除斥された。

第3 監査の実施

本件住民監査請求は、法第242条の要件に適合していると認めたので、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

平成29(2017)年度から令和3(2021)年度までに筒井議員に交付した政務活動費のうち、筒井議員が、A社に支払った事務所費相当額の返還請求権の不行使

2 監査対象機関

愛知県議会事務局

3 関係人調査

筒井議員及びA社に対して、法第199条第8項の規定に基づき、関係人調査を実施した。

第4 監査結果

1 認定した事実

(1) 政務活動費に係る制度及びその運用について

ア 政務活動費は、条例第7条第2項の規定に基づいて交付されるものである。政務活動費の統一の運用基準として、マニュアルが定められている。マニュアルは、政務活動費の使途の透明性を確保するため、法第109条に規定する議会運営委員会に対する諮問及びその答申を経て、条例第12条及び第13条に基づき、愛知県議会議長(以下「議長」という。)が定めたものである。

イ 交付等の手続について

(ア) 知事による交付

知事は、毎年、会派及び議員の当該年度分の交付の決定をし、交付の決定をされた会派及び議員は、毎月5日までに当月分を知事に請求する。請求を受けた知事は速やかに交付する。その額は、議員一人当たり月額50万円であり、その額を会派に配分する額及び議員に配分する額に一律に区分することとされている。

(イ) 議長への収支報告書等の提出

会派の代表者及び議員は、前年度における政務活動費収支報告書(以下「収支報告書」という。)及び領収書その他の支出の事実を証する書類の写しを毎年4月30日までに議長に提出する。

(ウ) 議会事務局による点検

議長に提出された収支報告書及び領収書その他の支出の事実を証する書類の写しについて、議会事務局は点検を行う。

なお、当該点検においては、提出された書類の内容について、必要書類の欠落がないか、計算の誤りや書類間の記載事項の矛盾はないか、マニュアルに定める「充当が不適当な経費」に該当するものがないか等について確認を行っている。

(エ) 議長から知事への収支報告書の送付

議長は、会派代表者及び議員から提出のあった収支報告書の写しを知事に送付する。

(オ) 返還

条例第10条には、知事は、会派及び議員が交付を受けた政務活動費に係る収入の総額から支出の総額を控除して残余があるときは、当該会派及び議員に対し、当該残余の額に相当する額(以下「残余額」という。)の返還を命じることができる旨が規定されている。

ウ マニュアルの定めについて

マニュアルは、政務活動費の使途のうち「事務所費」につき、「事務所の購入については、充当

は認められない。また、自己（生計を一にしている親族も含む。）所有の事務所に賃借料相当を計上することも認められない」と定めている。

次に、「マニュアルの規定は、自己又は親族個人が所有する事務所についてのみ禁止しているのであって、自己又は親族が関与する法人が所有する事務所については、それを禁止していないと形式解釈できるのではないか」との見解について、議会事務局に確認した。

この点、議会事務局からは「自己所有や生計を一にしている親族が所有する事務所の賃借料相当を計上することは、実質的な負担が生じていないものに充当することになるのであって個人的な資産形成につながるおそれがあり、税務上においても、それを経費計上することができないものである。他方、法人が所有する事務所の賃借料の場合は、税務上でも経費計上できるとともに、法人としての収入に計上されるものであることから、個人的な資産形成につながるおそれはないためと考えられるのではないか」との説明が行われた。

しかし、対象法人が株式会社の場合であって、議員本人及び議員と生計を一にしている親族の所有株式総数が当該株式会社の発行済株式総数の過半数に及ぶようなときには、議員本人及び議員と生計を一にしている親族は、当該株式会社の支配株主として、株式配当又は株価の増加を通じて、個人的な資産形成につながることは十分予想されるわけであって、当該株式会社所有の事務所は、マニュアルが禁止している「自己又は生計を一にしている親族所有の事務所」の趣旨と同一視すべきなのではないかとの視点から、議会事務局に、その検討状況を確認したところ、「これまで愛知県議会において検討されてこなかった」との報告があった。

エ 事務所の賃借の状況について

収支報告書の添付書類として議長に提出された「賃借事務所概要報告書」によれば、筒井議員は、A社から対象事務所を賃借しており、所在地は名古屋市名東区亀の井2-195、延べ床面積は59m²、契約日は平成19年12月1日、賃料は月額10万円であって、この内容は監査対象の5年間同一のものであった。

また、収支報告書に添付された領収書の写しによれば、筒井議員は、対象事務所の賃借料に対し、令和元年度までは65%、令和2年度からは90%の按分率での政務活動費の充当（以下「本件充当」という。）を行っており、充当している月数は年によって異なるが、その金額は、平成29（2017）年度から令和元（2019）年度までは年間各71万5,000円、令和2（2020）年度は年間81万円、令和3（2021）年度は年間72万円であり、5年間合計で367万5,000円であった。

ここで、議会事務局による点検の状況を確認したところ、各会派及び議員の政治活動の自由に影響を及ぼすことのないよう、議会事務局では、議長に提出された収支報告書及び領収書等の写しの外形的な確認を行っており、筒井議員がA社から対象事務所を賃借していることの書類上の確認は行っているものの、A社における筒井議員の親族の関与の状況は把握しておらず、筒井議員が実際に対象事務所を使用しているかについて、現地での確認は行っていないとのことであった。

(2) 関係人調査の実施及びその結果

前記(1)において認定した事実を踏まえ、筒井議員及びA社に対し本件充当に関する状況を確認する必要があると認めたことから、前記第3の3の関係人調査を実施した。

ア 事務所の使用実態について

筒井議員から、書面により、「対象事務所に実態がないとの主張は誤りであり、事務所として使用している」、「名刺、封筒、公式ウェブサイト等の事務所所在地と対象事務所の所在地が異なるのは、後援会活動等で対外的に活動する際に使用する自宅兼事務所と自身の調査研究等の政務活動の拠点としての対象事務所との使い分けをしているためである」等の趣旨的回答を得た。

その上で、令和5年1月25日に、対象事務所に監査委員事務局職員を立ち入らせ、実地の確認をさせたところ、入口には議員事務所である旨を表示した看板が掲げられており、建物の1階の政務活動費収支報告書の賃借対象となっている部分は、請求人が主張するような車庫ではなく、来客用の机及び椅子、筒井議員の執務用の机及び椅子、書棚、倉庫等が存在し、事務所スペースとして用いられていることが確認でき、筒井議員からの回答とも総合すると、使用実態がないとは認められなかつた。

イ 事務所を所有する法人について

筒井議員及びA社からの回答により、対象事務所を所有するA社の代表者は、筒井議員と生計を一にする配偶者であることを確認した。さらに、A社からの回答により、A社の発行株式はその100%を当該配偶者が保有していることを確認した。

また、筒井議員に対して、本件充当の妥当性についてどう考えるかを確認したところ、「議会事務局の指導を受け問題ないことを確認している」との趣旨的回答であった。

2 判断

以上の認定した事実に基づき、請求人の主張を踏まえ、判断する。

- (1) 請求人の主張を要約すると、第1点として、筒井議員が使用実態のない事務所の賃借料に政務活動費を充当することは認められないと主張し、第2点として、筒井議員がその配偶者が代表者を務める法人が所有する事務所の賃借料に政務活動費を充当することは認められないと主張している。

- (2) 第1点については、前記1(2)アにおいて述べたとおり、対象事務所に使用実態がないと認めるまでには至らず、請求人の主張を認めることはできない。
- (3) 第2点については、マニュアルの文言からは、事務所の所有者が法人である限り、当該法人と自己又は生計を一にする親族との関与の状況にかかわらず、賃借料に政務活動費を充当することは認められると形式的な反面解釈をする余地を残している。しかし、政務活動費が公費であることからすれば、この運用は厳格に解釈すべきであり、政務活動費を事務所費として充当することについて、議員又は議員と生計を一にしている親族が支配株主となっている法人所有の事務所については賃借料相当を計算上することは認められないと解するのが相当である。
- この点、関係人調査の結果、A社の代表者は、筒井議員と生計を一にする配偶者であることが確認された上、当該配偶者は、A社の株式を100%保有しており、A社の株式配当の実施の有無及び配当率、役員報酬等を自らの判断で自由に決定できるものであり、いわば完全な支配株主であることも認められた。また、本件充当の按分率は、前記1(1)エのとおり65%又は90%の率になっており、充当金額が少額とはいえない。
- (4) したがって、筒井議員の平成29（2017）年度から令和3（2021）年度までの当該賃借料に対する政務活動費合計367万5,000円の本件充当は、少なくとも結果として不適切であり、知事は、本件充当相当額について、政務活動費として充当できない経費として、当該金額を残余額として算定した上でその返還命令を発出し、筒井議員に対して返還を請求すべきところ、これを怠っていると言わざるを得ない。
- (5) また、念のため付言すれば、法第242条第2項の期間制限については、本件住民監査請求は、同条第1項所定の違法又は不当に財産の管理を怠る事実を改めるために必要な措置を講ずべきことを求めていたものというべきであり、同条第2項の適用はないと解されるべきであるから（最高裁昭和53年6月23日判決）、請求人の求めた監査期間に違法はない。

第5 結論（勧告及び要望）

1 勧告

以上述べたとおり、請求人の主張には一部理由があると認められるので、次のとおり知事に対して勧告する。

- (1) 筒井議員に対し平成29（2017）年度から令和3（2021）年度までに知事が交付した政務活動費のうち、対象事務所の賃借料として充当した額367万5,000円を残余額として算定し、当該残余額の返還を請求すること。
- (2) (1)の措置は、令和5年3月31日までに講ずること。

2 要望

前記第4の1(1)ウにおいて述べたとおり、本件問題が発生した一因として、会派及び議員が政務活動費の運用のよりどころとするマニュアルの規定において、その運用解釈に疑義を生じさせる規定の曖昧さがあったことは否めず、かつ、愛知県議会において、これまで検討されてこなかった経緯もある。

このような状況において、筒井議員が本件規定の解釈を誤っていたとしても、それを直ちに強く非難することは相当でない。議長に対し、今回の問題提起を機にしてマニュアルの規定を疑義が生じないものに改訂することを要望する。

別記

請求人

名古屋市名東区 松岡 磨哉

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べることができる。

令和5年2月21日

愛知県知事 大村秀章

- 1 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
三井住友信託銀行株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
代表取締役 大山 一也
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
iias (イーアス) 春日井

- 春日井市六軒屋町字東丘22番地ほか
 3 大規模小売店舗の変更の日
 縦覧による。
 4 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届出事項	変更前	変更後
小売業を行なう者	氏名又は名称 株式会社西友	変更前に同じ
	代表者の氏名 代表取締役 大久保恒夫	同
	住所 東京都北区赤羽二丁目1番1号	同
	その他小売業を行なう者 32名(縦覧による)	32名(縦覧による)

- 5 大規模小売店舗の変更の理由
 小売業者の代表者及び住所の変更のため。
 6 届出の日
 令和5年1月25日
 7 届出等の縦覧場所
 愛知県経済産業局中小企業部商業流通課(名古屋市中区三の丸三丁目1-2)
 8 届出等の縦覧の期間及び時間
 令和5年2月21日(火)から令和5年6月21日(水)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時30分まで
 9 意見書の提出期限及び提出先
 令和5年6月21日(水)
 愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、碧南市土地改良区の土地改良事業(維持管理)計画の変更を令和5年2月10日認可した。

令和5年2月21日

愛知県知事 大村秀章

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業(経営体育成基盤整備)菱池開墾地区の次の従前の土地を非農用地区域内に換地する土地として指定した。

令和5年2月21日

愛知県知事 大村秀章

額田郡幸田町大字菱池字菱池289-3、343-4、344-3、345-1の一部、346-3、347-1の一部、348-3、349-3、350-3、351-3、352-4、353-4、354-3、355-3、356-3、357-3、359-3

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による通知について、次のとおり、その相手方の所在が不分明であるため、同法第189条の規定に基づき、その通知の内容を瀬戸市役所に掲示した。

令和5年2月21日

愛知県知事 大村秀章

1 保安林の所在場所及び所在が不分明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	所在が不分明である通知の相手方
瀬戸市白岩町63の2	伊里 吉弘
同 白岩町381及び455の4	長江 惣一
同 白岩町431の1	亡柴田恒造相続財産
同 白岩町463	加藤 由春

2 通知の要旨

令和4年農林水産省告示第2094号のとおり、保安林の指定施業要件を変更する。

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、愛知県知立建設事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年2月21日

愛知県知事 大村秀章

作業地域	作業期間	作業種類
刈谷市浜町	令和5年2月13日から 令和5年3月17日まで	公共測量（基準点測量）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、春日井市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年2月21日

愛知県知事 大村秀章

作業地域	作業期間	作業種類
春日井市弥生町、鳥居松町、王子町、月見町、味美町、美濃町、中央台及び高森台	令和5年1月31日から 令和5年3月29日まで	公共測量（基準点測量）

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定に基づき、次のように建設業者の許可を取り消した。

令和5年2月21日

愛知県知事 大村秀章

1 処分をした年月日

令和5年2月21日

2 処分を受けた者

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社大日	名古屋市南区東又兵ヱ町四丁目55番地	太田 光将	(特-31) 第107206号
株式会社コムズ	名古屋市昭和区円上町13番2号 アクセス高辻1C	松山 修二	(般-31) 第107091号
三永住建有限会社	豊橋市大岩町字北山248番地の5	田中 俊男	(般-30) 第59364号

3 処分の内容

建設業法第29条の2第1項の規定に基づく建設業者の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

営業所の所在地を確知できないため、令和5年1月6日付け愛知県公報第369号でその旨を公告したが、公告の日から30日を経過しても建設業者からの申出がなかった。

このことは、建設業法第29条の2第1項に該当する。

5 教示

- (1) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県知事に対して審査請求することができます。
- (2) この処分について不服がある場合は、(1)の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に愛知県を被告として（訴訟において愛知県を代表する者は愛知県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することもできます。
- (3) (1)の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、愛知県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可した。

令和5年2月21日

愛知県知事 大村秀章

1(1) 組合の名称

豊明寺池土地区画整理組合

(2) 事務所の所在地

豊明市沓掛町荒井7-3

(3) 設立認可の年月日

令和元年11月26日

(4) 変更認可の年月日

令和5年2月21日

2(1) 組合の名称

日進駅西土地区画整理組合
 (2) 事務所の所在地
 日進市折戸町中屋敷24 ロワイアル24 201
 (3) 設立認可の年月日
 令和2年3月24日
 (4) 変更認可の年月日
 令和5年2月21日
 (5) 変更の内容
 事業施行期間
 记載前 令和2年3月24日から令和7年3月31日まで
 记載後 令和2年3月24日から令和10年3月31日まで

次の都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事は完了した。

令和5年2月21日

愛知県知事 大村秀章

許可番号	許可年月日	開発許可を受けた者の氏名	開発許可を受けた者の住所	開発区域に含まれる地域の名称
4尾建 96-147	令和 4.10.21	森吉通運株式会社 代表取締役 宇佐美方邦	一宮市大和町馬引字西出37-1	弥富市鍋田町八穂165-1ほか9筆
4知建 59-35	4.11.15	有限会社福德不動産 取締役 竹内 玲子	知多郡阿久比町大字卯坂字朝日 30-1	知多郡阿久比町大字植大字植中根19ほか2筆並びに字植山ノ神35及び35-1ほか並びに字一本木55ほか

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により、次のように落札者等について公示します。

令和5年2月21日

愛知県病院事業管理者
病院事業庁長 高橋 隆

[掲載順序]

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量
- ②落札者又は随意契約の相手方を決定した日
- ③落札者又は随意契約の相手方の住所及び氏名
- ④落札金額又は随意契約に係る契約金額
- ⑤契約の相手方を決定した手続
- ⑥入札公告を行った日

[契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地]

愛知県がんセンター 名古屋市千種区鹿子殿1番1号

- ①特A重油 124,000リットル（予定）
- ②令和4年12月27日
- ③名古屋市港区潮見町37番地23 中川物産株式会社
- ④85,778円（単価）
- ⑤一般競争入札
- ⑥令和4年11月11日

[契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地]

あいち小児保健医療総合センター 大府市森岡町七丁目426番地

- ①あいち小児保健医療総合センターで使用するガス 990,000m³（予定）
- ②令和5年2月7日
- ③名古屋市東区東新町1番地 中部電力ミライズ株式会社
- ④141,867,000円
- ⑤一般競争入札
- ⑥令和4年12月23日

令和5年度愛知県警察官(A)第1回採用候補者試験及び愛知県警察官(B)第1回採用候補者試験を次のように行います。

令和5年2月21日

愛知県警察本部長 鎌田徹郎

1 試験区分、試験地及び採用予定人員

試験区分		試験地	採用予定人員
警察官(A) 第1回	一般	男性	愛知県 長野県、福岡県、佐賀県、長崎県 及び大分県
		女性	愛知県
	語学	スペイン語	愛知県
		中国語	

		ポルトガル語		約5人
		タガログ語		若干人
		ベトナム語		若干人
	情報技術		愛知県	約5人
警察官(B) 第1回	一般	男性	愛知県	約30人
		女性		約10人

備考 1 語学及び情報技術の試験区分については、一般を第2志望として申し込むことができます。
 2 採用予定人員については、今後変わることがあります。

2 受験資格

(1) 年齢

ア 警察官(A)

平成2年4月2日以後に生まれた人

イ 警察官(B)

平成5年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人

(2) 学歴

ア 警察官(A)

次に掲げる人

(ア) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した人又は令和6年3月31日までに卒業する見込みの人

(イ) 愛知県人事委員会が(ア)と同等の資格があると認める人

イ 警察官(B)

アに掲げる人以外の人。ただし、次に掲げる人は、受験できません。

(ア) 申込日現在、学校教育法による高等学校に在学中の人

(イ) 愛知県人事委員会が(ア)と同等の資格があると認める人

(3) 国籍

日本の国籍を有する人

(4) 欠格事項

次に掲げる人は、受験できません。

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人

イ 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第151号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる準禁治産者

3 受験手続

(1) 受験案内の配布場所

ア 愛知県

次の各機関で配布します。

愛知県警察本部警務課（採用センター）

名古屋市中区三の丸二丁目1-1（郵便番号460-8502）

電話（052）951-1611 内線2674～2679

ウェブページアドレス <https://www.pref.aichi.jp/police/>

県内各警察署、交番及び駐在所

愛知県人事委員会事務局職員課

名古屋市中区三の丸三丁目1-2（郵便番号460-8501）

電話（052）954-6822

ウェブページアドレス <https://www.pref.aichi.jp/jinji/syokuin/>

愛知県県民相談・情報センター及び各県民相談室

愛知県東京事務所

イ 長野県、福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県

試験地の警察本部警務課若しくは各県警察署、交番若しくは駐在所又は人事委員会事務局で配布します。

(2) 申込方法

ア 愛知県

愛知県警察本部のウェブページ (<https://www.pref.aichi.jp/police/>) から、「県警について」、「採用情報」の順に進んで詳しい申込手続を確認して申し込んでください。

イ 長野県、福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県

試験地によって申込方法が異なりますので、希望する試験地の申込先に問い合わせてください。

試験地	申込先
長野県	長野県警察本部警務課 長野市大字南長野字幅下692-2（郵便番号380-8510） 電話（026）233-0110
福岡県	福岡県警察本部警務課 福岡市博多区東公園7-7（郵便番号812-8576） 電話（092）641-4141
佐賀県	佐賀県警察本部警務課 佐賀市松原一丁目1-16（郵便番号840-8540） 電話（0952）24-1111
長崎県	長崎県警察本部警務課 長崎市尾上町3-3（郵便番号850-8548） 電話（095）820-0110
大分県	大分県警察本部警務課 大分市大手町三丁目1-1（郵便番号870-8502） 電話（097）536-2131

(3) 受付期間

ア 愛知県

令和5年3月1日（水）から同年4月10日（月）までの間、受け付けます。

イ 長野県、福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県

試験地によって受付期間が異なりますので、希望する試験地の申込先に問い合わせてください。

4 試験の日時、試験会場及び合格発表

(1) 愛知県

試験	日 時	試験会場	合 格 発 表
第1次試験	令和5年5月14日（日） 受付時間 午前9時～午前9時20分	愛知県立大学長久手キャンパス 県立中村高等学校 県立松蔭高等学校 県立中川商業高等学校 県立豊橋東高等学校	令和5年5月24日（水）に合格者の受験番号を愛知県県民相談・情報センター（愛知県自治センター1階）に掲示します。
第2次試験	令和5年6月3日（土）から同月21日（水）までの予定ですが、第1次試験合格発表のとき、愛知県警察本部のウェブページの採用情報に掲載します。	第1次試験合格発表のとき、愛知県警察本部のウェブページの採用情報に掲載します。	令和5年8月10日（木）に合格者の受験番号を愛知県県民相談・情報センター（愛知県自治センター1階）に掲示するほか、合格者に通知を発送します。

- 備考 1 第1次試験の会場は、愛知県警察本部警務課（採用センター）で指定して、受験票によりお知らせします。なお、申込状況によって、上記以外の場所を試験会場とすることがあります。
2 合格者の受験番号は、第1次試験、第2次試験ともに愛知県警察本部のウェブページの採用情報に掲載します。

(2) 長野県、福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県

試験	日 時	試験会場	合 格 発 表
第1次試験	各県が実施する警察官採用候補者試験の日時と同じです。	各県が実施する警察官採用候補者試験の試験会場と同じです。	原則として、令和5年8月上旬までに合格者に通知を発送しますが、発表日は試験地によって異なります。
第2次試験	第1次試験合格発表のとき、合格者に通知します。	第1次試験合格発表のとき、合格者に通知します。	原則として、令和5年10月下旬までに合格者に通知を発送します。

5 試験の方法及び程度

(1) 愛知県

ア 警察官(A)

(ア) 第1次試験

教養試験（大学卒業程度）、専門試験（語学及び情報技術の試験区分に限る。）、論文試験及び適性試験I（一般的の試験区分に限る。）

(イ) 第2次試験

口述試験、適性試験I（第1次試験で専門試験を受験した者に限る。）、適性試験II、身体検査及び体力検査

イ 警察官(B)

- (ア) 第1次試験
教養試験（高等学校卒業程度）、作文試験及び適性試験Ⅰ

- (イ) 第2次試験
口述試験、適性試験Ⅱ、身体検査及び体力検査

- (2) 長野県、福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県

原則として、愛知県で行う試験と同じです。

6 採用の方法及び時期

- (1) 採用の方法

ア 最終合格者は、採用候補者名簿に登載されます。

イ 警察官(A)を受験した人で令和6年3月31日までに大学を卒業できなかった人は、採用されません。

ウ 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿確定後1年です。

- (2) 採用の時期

原則として、令和5年9月30日までに大学（愛知県人事委員会が同等と認める学校を含む。）を卒業した人及び警察官(B)を受験した人は同年10月1日（専門職大学の前期課程、大学院又は短期大学若しくは愛知県人事委員会が短期大学と同等と認める学校に在学し、かつ、令和6年3月31日までに修了等する見込みのある人は、令和6年4月1日採用を志望することもできます。）、それ以外の人は令和6年4月1日に採用され、巡査に任命された後、警察学校に入校し、警察官(A)は6か月間、警察官(B)は10か月間の初任教養を受けます。ただし、採用状況によって採用の時期を変更する場合があります。

7 給与

初任給（給料及び地域手当）は、令和5年4月1日基準で算定すると次のとおりです。

なお、学校卒業後の経験年数を有する人は、初任給に一定額が加算される場合があります。

大学卒業者	約242,800円
短期大学卒業者	約216,800円
高等学校卒業者	約205,300円

上記のほか、期末・勤勉手当、扶養手当、通勤手当等の諸手当がそれぞれ条件に応じて支給されます。

8 その他

- (1) 必要に応じて、受験資格の有無及び試験申込内容について、証明書等で確認します。

- (2) 申込内容に虚偽又は不正があった場合は、採用される資格を失うことがあります。

- (3) 提出された書類等は、お返しできません。

- (4) この試験についての詳細は、愛知県警察本部警務課（採用センター）に問い合わせてください。ただし、愛知県以外の各県に係る内容については、希望する試験地の申込先に問い合わせてください。

- (5) 台風等の自然災害等により、やむを得ず試験日程を変更する場合があります。愛知県が試験地のときは、愛知県警察本部のウェブページ等で、試験当日の午前7時までにお知らせします。

なお、愛知県以外が試験地のときの通知方法については、各試験地の申込先に問い合わせてください。

雑 報

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定に基づき、次のように軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

令和5年2月21日

愛知県知事 大村秀章

特約業者の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
日興商事株式会社	名古屋市中区錦一丁目2番18号	令和4.12.31

